

# 防府市自治会及び町内会長永年勤続者表彰に関する要綱

昭和57年4月1日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、永年地域自治会連合会又は自治会若しくは町内会の代表者として、自治会活動及び市政の推進に貢献してきた地域自治会連合会長又は自治会長若しくは町内会長に対し、その功績に感謝の意を表するため、防府市表彰規則（昭和32年防府市規則第29号）第2条第6項の規定に基づき防府市が行う表彰（以下「表彰」という。）の選考基準その他必要な事項を定めるものとする。

## (表彰対象者)

第2条 この要綱による表彰の対象者は、本市の地域自治会連合会長又は自治会長若しくは町内会長とする。

## (表彰基準)

第3条 表彰は、次の各号の一に該当する場合に、この要綱により市長がその功績を表彰するものとする。

- (1) 本市の地域自治会連合会長を2年以上務めて退任した者
- (2) 本市の単位自治会長又は町内会長を5年以上務めて退任した者
- (3) 本市の地域自治会連合会長又は単位自治会長若しくは町内会長を15年以上務め、かつ表彰時に在任中である者
- (4) 市制施行記念式典時のみの表彰基準として、本市の単位自治会長を20年以上務め、特に市政の推進に貢献したと認められる者（退任者を含む。）及び地域自治会連合会長を15年以上務めている者。

## (表彰内容)

第4条 表彰は、感謝状及び記念品を授与するものとする。ただし、記念品は予算の範囲内とする。

2 表彰の後は、その氏名及び功績を市広報に登載して一般に広告するものとする。

## (選考方法及び決定)

第5条 自治会業務を所管する課長は、第3条の規定による表彰基準に該当すると認める対象者がいるときは、第1号様式により市長に推薦するものとする。

る。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として各年度の7月又は8月に実施するものとする。

(対象者の死亡)

第7条 対象者が死亡したときは、その遺族に対し、第4条の規定による表彰を行うことができるものとする。

(表彰の取消し)

第8条 市長は、表彰を受けた者に公序良俗に反する等の行為があった場合は、表彰を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

永年勤続表彰候補者推薦書

ふりがな 氏 名					
現住所					
生年月日	(大・昭) 年 月 日	性別	男・女	満年齢	歳
現在の役職					
地域自治会連 合会長又は自 治会長若しく は町内会長と しての経歴	在 職 期 間	年 数	役 職 名		
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月			
該当する 表彰基準	第 条の ( )				